

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

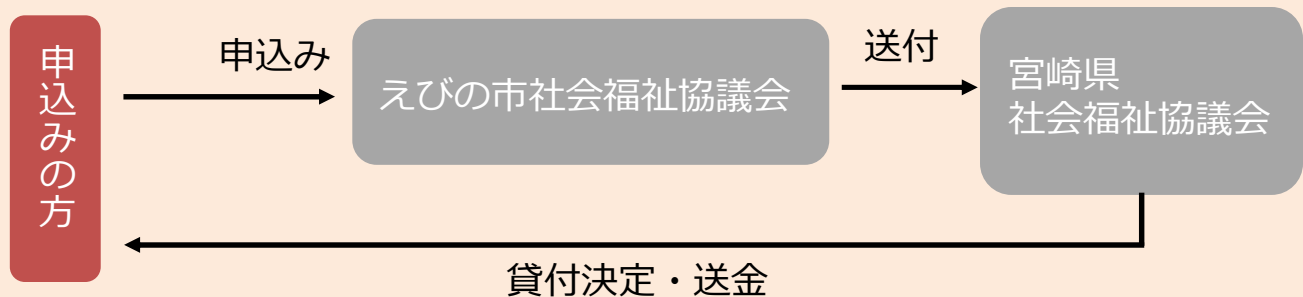
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

### 貸付手続きの流れ



※ 労働金庫及び郵便局で申し込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金についてはお住まいの市町村社会福祉協議会にご相談ください。

- 一般的なお問い合わせは相談コールセンター  
0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）
- お申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会

※ 最新の情報は右のQRコードよりご確認ください。



宮崎県社会福祉協議会  
ホームページ

# 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

## 主に、休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものです。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的

な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

### ■ 貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
  - 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
  - 世帯員に要介護者がいるとき
  - 世帯員が4人以上いるとき
  - 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
  - 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

### ■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

### ■ 償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

### ■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■ 申込先

市町村社会福祉協議会

## 主に、失業された方等向け（総合支援資金）

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

### ■ 貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

### ■ 償還期限

10年以内

### ■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

### ■ 申込先

市町村社会福祉協議会

宮崎県内 市町村社会福祉協議会（生活福祉資金担当部署）一覧

●相談・受付時間 9時～16時（土日、祝日は除く。市町村社協により若干異なります。）

市町村（支所・事業所）	電話番号	住所
<b>宮崎市</b>	0985-52-5131	宮崎市花山手東3丁目25-2 宮崎市総合福祉保健センター内
清武支所	0985-55-6207	宮崎市清武町船引155-2 宮崎市清武総合福祉センター内
田野支所	0985-86-2017	宮崎市田野町甲2848-1 宮崎市田野総合福祉館内
佐土原支所	0985-36-2020	宮崎市佐土原町東上那珂12948-1 佐土原地域福祉センター内
高岡支所	0985-82-4721	宮崎市高岡町内山2877 宮崎市高岡福祉保健センター内
<b>都城市</b>	0986-46-5325	都城市松元町4街区17号都城市総合社会福祉センター内
山之口支所	0986-57-4577	都城市山之口町花木2667-2 都城市山之口ふれあいの館内
高城支所	0986-58-3279	都城市高城町穂満坊303-2 都城市高城老人福祉館内
山田支所	0986-64-2200	都城市山田町山田4319-2 都城市山田総合福祉センター内
高崎支所	0986-62-1216	都城市高崎町大牟田821-3 都城市高崎老人福祉館内
<b>延岡市</b>	0982-32-6555	延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4 延岡市社会福祉センター内
北方支所	0982-47-3294	延岡市北方町川水流卯1420 延岡市北方健康福祉センター
北川支所	0982-46-2123	延岡市北川町川内名7226-4 延岡市北川町老人福祉館内
北浦支所	0982-45-2427	延岡市北浦町古江2433-1 延岡市北浦町保健福祉センター内
<b>日南市</b>	0987-23-1191	日南市中央通1丁目1番地2 日南市ふれあい健やかセンター内
北郷支所	0987-55-2161	日南市北郷町郷之原乙2006-1 日南市北郷町福祉センター
南郷支所	0987-64-3270	日南市南郷町中村乙7051-171 日南市南郷健康福祉センター
<b>小林市</b>	0984-27-3277	小林市大字細野367番地1 小林市社会福祉センター内
野尻支所	0984-44-1206	小林市野尻町東麓1158-3 野尻町保健福祉センター友愛会館内
須木支所	0984-48-2073	小林市須木大字中原1741番地1 須木総合ふるさとセンターせせらぎ館内
<b>日向市</b>	0982-52-1010	日向市大字富高207番地3 日向市総合福祉センター内
東郷支所	0982-69-2116	日向市東郷町山陰丙1265-2 日向市東郷地区総合福祉センター内
串間市	0987-72-6943	串間市大字西方9365番地8 串間市総合保健福祉センター内
西都市	0983-43-4613	西都市大字清水1035番地1 西都市総合福祉センター内
えびの市	0984-35-2800	えびの市大字栗下67 えびの市総合福祉センター
国富町	0985-75-6267	東諸県郡国富町大字本庄6889番地2 国富町総合福祉センター内
綾町	0985-77-3066	東諸県郡綾町大字南俣615番地 綾町ケアハウスうのの里内
三股町	0986-52-1246	北諸県郡三股町大字榊山3384番地2 三股町総合福祉センター内
高原町	0984-42-2230	西諸県郡高原町大字西麓360-1 高原町総合保健福祉センターほほえみ館
高鍋町	0983-32-9900	児湯郡高鍋町上江8437 総合相談支援センター「架け橋」
新富町	0983-33-4213	児湯郡新富町大字上富田7485番地4 新富町老人福祉センター内
西米良村	0983-36-1212	児湯郡西米良村大字村所66番地1 西米良村保健センター内
木城町	0983-32-2114	児湯郡木城町大字椎木2140番地1 木城町福祉センター内
川南町	0983-21-3802	児湯郡川南町大字川南13676番地1 川南町公民館内
都農町	0983-25-0048	児湯郡都農町大字川北4910番地 都農町老人福祉館内
門川町	0982-63-7210	東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地 門川町総合福祉センター内
美郷町		
南郷事業所	0982-59-0787	東臼杵郡美郷町南郷神門1075 南郷総合保健センター内
西郷事業所	0982-66-2464	東臼杵郡美郷町西郷田代1663 西郷デイサービスセンター梅香園内
北郷事業所	0982-62-6191	東臼杵郡美郷町北郷宇野間440 北郷区老人福祉館内
諸塚村	0982-65-0375	東臼杵郡諸塚村大字家代3066番地 諸塚村中央公民館内
椎葉村	0982-67-2275	東臼杵郡椎葉村大字下福良1762-1 椎葉村保健センター内
高千穂町	0982-72-3663	西臼杵郡高千穂町大字三田井750-7 高千穂町老人福祉館内
日之影町	0982-87-2680	西臼杵郡日之影町大字七折8840
五ヶ瀬町	0982-82-1520	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所10725-5 五ヶ瀬町福祉センター内

実施主体：社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

住所：宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内

連絡先：0985-26-1695（生活支援課）

- 借入相談時には、新型コロナウイルス感染症による減収や失業等の状況を確認させていただきます。（減収前後の給与明細、預金通帳、離職票等）
- 借入申込時には、住民票※の提出が必要になります。

※世帯全員分の世帯主、続柄、本籍地、筆頭者が記載されているもの